

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐伯市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県佐伯市長

公表日

令和7年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望するもの(以下、「申請者」という。)が提出する申告特例申請書を収受・保管し申請者の居住する住所地の市区町村長へ申告特例申請情報を通知する。具体的な事務内容は以下のとおり。 1. 申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管 2. 申告内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管 3. 申告特例を求めた者の住所地の市区町村に対する申告特例通知書の作成、送付
③システムの名称	表計算ソフト(エクセルファイル)、ふるさと納税doシステム、eLTAX(団体間回送機能)、e-NINSHOオンライン申請管理サービス、住登外宛名番号管理機能
2. 特定個人情報ファイル名	
寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)申請者一覧	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・地方税法附則第7条第5項、第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	佐伯市観光ブランド推進部ブランド推進課
②所属長の役職名	ブランド推進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐伯市総務部総務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL: 0972-22-3663
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐伯市観光ブランド推進部ブランド推進課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL: 0972-22-3486
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月25日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月25日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、次のような対策を講じている。 ・申請書の審査、データ入力複数人で確認しながら行っている。 ・申請書や電子媒体は施錠できる書棚で保管している。 ・書類を廃棄する場合は裁断するなど復元できない方法を取り、データを廃棄する場合は委託先に廃棄報告書の提出を求めている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書や電子媒体は施錠できる書棚で保管している。 データに関しては、ワンストップ特例申請管理システムへのアクセスが可能な職員は、個別アカウントとパスワードによる認証によって限定することでアクセス権限の適切な管理を行い、また、パスワードを定期的に変更することで不正アクセスを防いでいる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利 用法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、第3項、別表第一項番16・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条・地方税法附則第7条第5項、第12項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・地方税法附則第7条第5項、第12項	事後	番号法の改正による修正
令和6年12月23日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月31日 時点	令和6年12月2日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和6年12月23日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月31日 時点	令和6年12月2日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和6年12月23日	IVリスク対策 8. 人手を介入させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	重要な変更には当たらない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和6年12月23日	IVリスク対策 8. 人手を介入させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か(判断の根拠)	新設	人手が介在する局面ごとに、次のような対策を講じている。 ・申請書の審査、データ入力は複数人で確認しながら行っている。 ・申請書や電子媒体は施錠できる書棚で保管している。 ・書類を廃棄する場合は裁断するなど復元できない方法をとおり、データを廃棄する場合は委託先に廃棄報告書の提出を求めている。	事後	重要な変更には当たらない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和6年12月23日	IV リスク対策 9. 監査 実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	事後	評価書の見直しに伴い、最新のものに更新。
令和6年12月23日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	新設	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	重要な変更には当たらない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和6年12月23日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	新設	十分である	事後	重要な変更には当たらない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和6年12月23日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】(判断の根拠)	新設	申請書や電子媒体は施錠できる書棚で保管している。 データに関しては、ワンストップ特例申請管理システムへのアクセスが可能な職員は、個別アカウントとパスワードによる認証によって限定することでアクセス権限の適切な管理を行い、また、パスワードを定期的に変更することで不正アクセスを防いでいる。	事後	重要な変更には当たらない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和7年11月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	表計算ソフト(エクセルファイル)、ふるさと納税dシステム、eLTA(団体間回送機能)、e-NINSHOオンライン申請管理サービス	表計算ソフト(エクセルファイル)、ふるさと納税dシステム、eLTA(団体間回送機能)、e-NINSHOオンライン申請管理サービス、住登外宛名番号管理機能	事前	基幹業務システムの統一・標準化に伴う追加
令和7年11月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点	令和7年11月25日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和7年11月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点	令和7年11月25日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和7年11月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 評価対象人の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。